第四十三条第一項の表通知手数料の項中「八百円」を「八百五十円」に改め、同条第二項の表一の項から五の項までを次のように改める。

一　技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	三千五百五十円
		三千六百五十円

法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	講習一時間について千五百円	講習一時間について千五百五十円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について千百五十円	講習一時間について千五百五十円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について千円	講習一時間について千五百五十円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間について八百五十円	講習一時間について千五百五十円
法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	法第九十二条の二第一項の表の一の2に規定する優良運転者に対する講習	二百円	三百円
	法第九十二条の二第一項の表の一の3に規定する一般運転者に対する講習	三百円	五百円
	法第九十二条の二第一項の表の備考第一項の表の一の4に規定する違反運転者等に対する講習	六百円（国家公安委員会規則で定める第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、三百円）	七百五十円（国家公安委員会規則で定める第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、五百円）
法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	千九百五十円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、千八百円）	三千六百五十円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、二千四百円）
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	七百円	千五百五十円
法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	五千五百五十円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、三千六百円）	七千六百五十円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、五千四百五十円）

第四十三条第二項の表六の項中「千八百五十円」を「千七百五十円」に、「千九百五十円」を「二千百円」に、「二千四百五十円」を「二千百五十円」に、「三千百五十円」を「三千七百円」に改め、同表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の備考一中「二千七百五十円」を「二千六百円」に、「二千八百円」を「二千九百円」に、「二百五十円」を「二百円」に改め、同表の備考二中「三百五十円を」を「五百五十円を」に、「二百円」を「三百五十円」に改め、同条第三項の表一の項及び二の項を次のように改める。

二　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百五十円	三千四百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二百円	四千五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	百円	千二百円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	三百五十円	六千三百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百五十円	五千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	百円	二千円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二百円	七千二百円
三　法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査		二千四百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		千九百五十円
四　自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査		二千四百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		千九百五十円
五　技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査		二千円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		二千五百円